看護小規模多機能型居宅介護

重　要　事　項　説　明　書

（潤生園　れんげの里　かんたき）

社会福祉法人　小田原福祉会

１、事業所の概要

・事業所名　　潤生園　れんげの里　かんたき
・介護保険事業所番号　1492300569
　　令和8年4月１日　小田原市長指定
・提供サービス　　看護小規模多機能型居宅介護
・定員　　登録定員２９名
　　通いサービス１８名／日
　　宿泊サービス　９名／日
・管理者及び連絡先　　秋山　千恵美
　　小田原市蓮正寺997-1
　　℡0465-20-8380/FAX0465-20-8179
・提供可能地域　　小田原市

（事業の目的）

社会福祉法人小田原福祉会が開設する潤生園れんげの里かんたき（以下「事業所」という。）が行う指定看護小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業」という。）は要介護者の居宅及び事業所において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

（運営の方針）

１　事業所の職員は、通いを中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、サービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するよう努めるものとする。

２　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

２、事業所の職員体制　（令和　８　年　４　月　１日現在）

管理者　　１名（常勤兼務）
介護支援専門員　　１名（常勤兼務）
介護従業者　　7名以上（常勤専従　4名、常勤兼務　1名、非常勤専従　2名）
看護職員　　9名以上（非常勤兼務　1名）

３、ご利用出来る方

①小田原市内に住所を有する方
②介護保険の要介護認定を受けている方　(要介護1から要介護度5)
③常時医療行為を必要としない方
④自傷他害の行為をしない方
⑤原則として在宅で介護を受けている方

４、サービス概要

（１）介護計画の作成

①サービスの提供開始時に、利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、他の小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）従業者との協議の上、援助目標、当該目的を達成するための具体的なサービス内容を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成します。

②利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得ます。

③計画を作成した際には、当該看護小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付します。

作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供に努め、さらに作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。

（２）相談・援助等

利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者・家族の相談に適切に応じ、支援を行います。

（３）通いサービス

事業所において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。

（４）宿泊サービス

事業所に宿泊していただき、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。

（５）訪問サービス

利用者の居宅において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。

※サービスの提供に当たっては、看護小規模多機能型居宅介護計画を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行う。

※登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供することとする。

（６）短期利用居宅介護サービス

事業所の登録定員に空きがあり、事業所の介護支援専門員（計画作成担当者）が登録者へのサービス提供に支障がないと認め、又利用者の状態や利用者の家族等の事情により、事業所外の介護支援専門員（計画作成担当者）が、緊急に利用することが必要と認めた場合に７日（やむを得ない事情がある場合は 14 日）だけ限定的に利用することができる。

（７）看護小規模多機能型居宅介護従業者の禁止行為

看護小規模多機能型居宅介護従業者はサービス提供に当たって、次の行為は行いません。

① 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）

② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり

③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

④ 利用者の同居家族に対する訪問サービスの提供
⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えた訪問サービス提供（大掃除、庭掃除など）
⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、
⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
⑧ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

5、サービス提供時間

（1）営業日　1年を通じて毎日営業する（休業日は設けない）
（2）営業時間　24時間（事務部門　8時～17時）
（3）サービス提供基本時間
① 通いサービス　午前９時から午後5時まで
② 宿泊サービス　午後5時から午前９時まで
③ 訪問サービス　２４時間

6、利用者負担金

（1）介護報酬に係る利用者負担金
（介護保険サービス料金のうち、ご利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に値する額が、利用者負担金となります）

≪利用単位数≫

区分	基本サービス	提供体制加算Ⅰ	総合ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ加算Ⅱ	新加算Ⅰ（介護職員等処遇改善加算）
要介護１	12,447/月	750/月 ※サービス提供体制加算 介護従事者総数のうち介護福祉士の割合 70%以上	800/月 ※総合ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ体制強化加算 看護小規模多機能型居宅介護サービスの質を継続的に管理した場合	所定単位 14.9% 経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置している事
要介護２	17,415/月			
要介護３	24,481/月			
要介護４	27,766/月			
要介護５	31,408/月			

■若年性認知症利用者受入加算　800 単位/月
若年性認知症利用者の利用時（利用者ごとに個別の担当者をつける）に加算されます。
認知症加算を算定している場合は算定されません。
■緊急時対応加算　774 単位/月
利用者の同意を得て、利用者または家族等に対し 24 時間連絡できる体制にあって、計画的訪問することとなっていない緊急時の訪問看護、および計画的に宿泊することとなっていない緊急時の宿泊を必要に応じて行う場合に算定されます。

■特別管理加算（Ⅰ）500 単位/月　（Ⅱ）250 単位

次の状態の方をお受入した際に加算されます。

（Ⅰ）在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニューレ・留置カテーテル等を使用している状態。

（Ⅱ）在宅自己腹膜潅流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理等を受けている状態、人工肛門・人口膀胱設置の状態、真皮を越える褥瘡の状態、週 3 回以上点滴注射の必要な状態等。※医療保険で算定する場合は算定しない。

■ターミナルケア加算　※死亡月につき 2,500 単位

次の場合に加算されます。

①死亡日および死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを実施。ターミナルケアを行った後、24 時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む。

②利用者について、必要に応じて訪問看護サービスを行う体制を確保。

③主治医と連携してターミナルケアの計画・支援体制を利用者・家族等に説明し、同意の上でターミナルケアを実施。

④ターミナルケア提供について利用者の身体状況の変化等必要な事項を適切に記録する。

■訪問体制強化加算　1,000 単位/月

次の場合に加算されます。

①訪問サービス（看護サービスを除く）の提供に当たる常勤の従事者を 2 人以上配置。

②算定月の延べ訪問回数が 200 回以上。

■総合マネジメント体制強化加算Ⅱ　800 単位/月

次の場合に加算されます。

①利用者の心身状況・家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、ケアマネージャー、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、看護小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行う。

②地域の病院、診療所、老健などの関係施設に対し、事業所のサービスの具体的な内容の情報提供をおこなう。

③利用者の地域での多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流をはかり、利用者の状態に応じて地域の行事や活動等に積極的に参加する。

■褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）3 単位/月　（Ⅱ）13 単位/月

次の要件を満たすと加算されます。

①利用開始時に褥瘡の有無を確認し、発生と関連のあるリスクの評価を行い、その後 3 月に 1 回以上評価を行う。評価結果等を LIFE にて提出する。

②評価の結果、褥瘡が認められた場合、専門的な知識を持つ医師や看護師等が共同して褥瘡ケア計画を作成する。

③褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施、記録を行う。

④3 月に 1 回以上、褥瘡ケア計画を見直す。

（Ⅱ）

①上記を満たす。

②評価の結果、褥瘡が認められた利用者の褥瘡が治癒、または褥瘡のリスクがある利用者に褥瘡の発生がない。

■科学的介護推進体制加算　40 単位/月

厚生労働省に LIFE データ（利用者の身体状況などの情報）を提出し、同省からのフィードバック内容を個別の計画書に反映します。

■生産性向上推進体制加算Ⅱ　10 単位/月

利用者の安全、介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会を開催し、定期的な確認、検討を行うと加算されます。

■初期加算　30 単位/日
登録日から30日以内の期間。または30日を超える病院・診療所への入院後に利用を再開した場合に加算されます。

≪介護報酬に関わる利用者負担金の算出方法≫
- 該当月の総単位数×地域区分別 1 単位の単価*＝A（1 円未満切捨て）
（＊ 小田原市は５級地という区分で、１単位＝10.55 円）
- A×保険給付率＝B（1 円未満切捨て）
- A－B＝ 介護報酬に係る利用者負担金

（2）次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けるものとする。
①食事代　　朝食 500 円、昼食 700 円、夕食 600 円（利用した場合のみ）
②宿泊費　　1 泊につき 4,000 円とする。
③おむつ代　実費（テープ式オムツ、リハビリパンツ 100 円・パット 50 円）
④おやつ代　100 円
⑤洗濯代　　1 回 500 円（洗濯・乾燥）

（3）指定看護小規模多機能型居宅介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用について、実費を徴収する。この費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（4）短期利用居宅介護費
≪利用単位数≫

区分	1 日につき	利用料管理
要介護１	571 単位	短期利用の利用者の利用料管理は事業所外の居宅介護支援事業者が行います。
要介護２	638 単位	
要介護３	706 単位	
要介護４	773 単位	
要介護５	839 単位	

＜その他＞
※自己負担金のお支払いは、次のいずれかの方法にて、お願いします。
〇自動口座引き落とし（ご指定の金融機関の口座から月１回引き落とします。）
〇現金払い（月末締め、翌月払い）
※介護保険外のサービスとなる場合には、全額自己負担となります。

7、サービス利用の中止
（1）サービスの利用の中止をする際には、下記の連絡先までご連絡ください。
連絡先（電話）：0465-20-8380
（2）利用者の都合で通い・宿泊サービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。なお、食費、宿泊費、おやつ代のキャンセル料を頂く場合がございます。

①利用前日の午後５時までに利用中止のご連絡をいただいた場合
→無料
②利用前日の午後５時までに利用中止のご連絡をいただけなかった場合
→食費、宿泊費、おやつ代をお支払い頂きます。

８、運営推進会議の開催

事業所の行う看護小規模多機能型居宅介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置します。運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員又は市町村の職員、看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等とし、おおむね２ヶ月に１回以上開催します。

９、事故発生時の対応

事業者は、現にサービス提供を行っている時に事故による利用者の怪我等が発生した場合には、事前に取り交わした緊急連絡先に連絡すると共に、主治の医師又は歯科医師に連絡をとる等必要な措置を講じます。また、保険者に対して介護事故発生報告を行うと共に、介護事故再発防止策を検討し、利用者に説明します。

１０、緊急時の対応

事業者は、現にサービス提供を行っている時に事故による利用者の怪我及び利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は歯科医師に連絡をとる等必要な措置を講じます。

協力医療機関

（１）石井呼吸器内科医院	所在地	小田原市飯泉６５
	電話番号	0465-４８-４１５９
	診療科	内科、呼吸器内科
（２）吉邑クリニック	所在地	小田原市飯田岡２８８
	電話番号	0465-３８-２２８０
	診療科	内科、外科、消化器外科、皮膚科 乳腺外科、肛門外科
（３）辻村歯科医院	所在地	足柄上郡開成町吉田島 951
	電話番号	0465-83-4858
	診療科	外科、内科

１１、損害賠償責任

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

１２、非常災害対策

非常災害に対し利用者の状況に応じた具体的計画をたてておき、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。本事業所主催の訓練の際には地域住民の協力を要請するとともに、地域で開催される防災訓練への積極的な参加に努めます。

１３、衛生管理対策

事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備等について「感染症対策マニュアル」等を作成し、衛生的な管理に努めます。研修等において「感染症対策マニュアル」等を周知徹底し、感染症の発生又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、従業者については、適宜に健康診断等を実施します。

１４、虐待防止に関する事項

事業所は、利用者への虐待の防止、差別の禁止その他人権の擁護のため、次の措置を講じます。

（１） 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
（２） 虐待の防止のための指針を整備すること
（３） 成年後見制度の利用支援
（４） 苦情解決体制の整備
（５） 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
（６） 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催

１５、身体拘束に関する事項

原則として、身体拘束及びその他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を禁止とする。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の３要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

① 切迫性
利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

② 非代替性
身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと。

③ 一時性
身体拘束等が一時的であること。

身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う際の手続きについて
やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

本人又は他利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順をふまえて行うこととする。

（ア）利用前

① 事前の情報で緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は身体拘束等適正化委員会にて協議する。

② 身体拘束等の内容、時間等について、個別支援計画等に記載し、利用者及び家族に対し現場責任者が説明を行い、「緊急やむを得ない身体拘束に関する同意書」を以て同意を得る。

（イ）利用時

利用中の経過から緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は、身体拘束等適正化委員会において実施件数の確認と身体拘束等をやむを得ず実施している場合（解除も含む）については協議検討し、議事録に残す。

（ウ）身体拘束等の継続と解除

① 身体拘束等を行っている間は日々経過観察を行い、「身体拘束等に関する経過観察・再検討記録」を用いて、身体拘束発生時にその態様及び時間、その際の利用

者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
② 身体拘束等適正化委員会において協議し、継続か廃止かの検討を行う。
③ 身体拘束等継続の場合は、引き続き日々の経過観察を行い、「身体拘束等に関する経過観察・再検討記録」に記録する。
④ 身体拘束等解除の場合は即日、相談員より家族に身体拘束等解除について説明し同意を得る。

（エ）緊急時
① 緊急やむを得ず身体拘束等を行うときは、職員同士で協議し緊急やむを得ない理由をケース記録もしくは支援経過記録に記録する。その後の事は身体拘束等適正化委員会において
協議する。
②家族への説明は翌日までに管理者もしくは管理者が任命した職員が行い、同意を得る。

１６、職員研修

事業者は、従事者の質的向上を図るため、以下の職員研修機会を提供し、業務体制を整備します。

１）採用時研修　採用後３か月以内
２）継続研修　　年３回以上
３）課題研修　　必要時

１７、相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

・相談責任者　　管理者　　秋山　千恵美
・対応時間　　午前８時００分～午後５時００分
・電話番号　　0465-20-8380
・ファックス　　0465-20-8179

≪小田原福祉会設置の福祉サービス相談委員会≫

設置会場　　小田原市穴部３７７　潤生園本部　会議室
相談会開催日　　毎月第３木曜（１０時から１１時）
担　　当　　第三者委員・楊隆子（電話：0465-47-0013）
第三者委員・岡村悦子（電話：070-2180-1649）
第三者委員・廣澤雄治（電話：0465-47-8673）

≪公的受付機関≫

・小田原市高齢介護課介護給付係
（土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く　8:30～17:15）
小田原市荻窪３００　　℡ 0465-33-1827
・神奈川県国民健康保険団体連合会
（土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く　8:30～17:15）
横浜市西区楠町２７－１　℡ 045-329-3447

１８、守秘義務及び秘密の保持

事業者及び従業者は、業務上知りえた利用者及び家族の情報を漏らしません。また、退職後においてもこれらの情報を保守するべき旨を従業者との雇用契約の内容としています。但し、円滑にサービスを提供するために主治医・保険者には、サービスを提供するために必要な個人情報を提供します。

１９、法人の概要

名　　称	社会福祉法人　小田原福祉会	
代表者名	理事長　　時田　佳代子	
所在地	小田原市穴部３７７番地	
ＴＥＬ	０４６５－３４－６００１	
ＦＡＸ	０４６５－３４－９５２０	
事業概要	・特別養護老人ホーム	１事業所
	・地域密着型特別養護老人ホーム	１事業所
	・共生型短期入所生活介護事業所	２事業所
	・認知症対応型共同生活介護事業所	２事業所
	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	１事業所
	・通所介護事業所	３事業所
	・地域密着型通所介護	７事業所
	・居宅介護支援事業所	３事業所
	・介護予防支援事業所	４事業所
	・小規模多機能型居宅介護事業所	５事業所
	・訪問看護事業所	１事業所
	・看護小規模多機能型居宅介護事業所	１事業所

（令和８年４月１日現在）

令和　　年　　月　　日

上記のとおり重要事項の説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。

利用者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

家族氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

利用者は、心身の状態等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

署名代行者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記のとおり重要事項を説明し、交付いたしました。

潤生園れんげの里かんたき

説明者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿